

中学校における体罰事案に関する調査委員会の委員の任命について

義務教育課

中学校における体罰事案に関する調査委員会の委員として、次のとおり任命するものとする。

任命委員 5名

氏名	役職等
青木 恵里子	弁護士
小林 比出代	大学教授
吉川 領一	児童精神科医
伊佐山 尚美	スクールカウンセラー
宮寄 貞子	スクールソーシャルワーカー

任期：令和6年4月1日から報告が終了するまでの期間（1年間を超えない期間に限る）

【設置根拠】

○長野県附属機関設置条例（令和2年4月1日施行）

（設置及び担当事務）

第2条

2 前項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他臨時又は緊急に生じた行政課題への対処に当たり技術的及び専門的事項に関し審議、調査等を行う必要がある場合には、当該執行機関の定めるところにより、1年を超えない範囲内の期間に限り、附属機関を置くことができる。この場合において、当該附属機関に関し必要な事項は、この条例の規定に準じて、執行機関の規則で定める。

○中学校における体罰事案に関する調査委員会規則

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから長野県教育委員会が任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、第9条の報告がされる時までの期間とする。